

大和高田市こども家庭センターシステム  
構築・運用保守業務公募型プロポーザル  
実 施 要 領

令和7年2月

奈良県大和高田市

## 1. 趣旨について

この実施要領は、大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により交渉権者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務

### (2) 業務の目的

本業務は、こども家庭センターシステムを導入することにより、本市内に所在するすべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援並びに児童虐待相談支援の記録等の電子化及び一元管理を実現することで、ケースの進行管理、サポートプラン等支援計画の作成管理、ジェノグラムを用いた会議資料の作成、統計報告、ケースの検索に要する時間の縮減や作業効率の向上、情報共有等の事務の効率化を図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり

### (4) 業務履行期間

- ① システム構築 契約締結日から令和7年9月30日まで
- ② システム運用保守（システム利用料（運用及び保守費用）を含む。）  
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

### (5) 契約上限額

本業務における提案金額の上限は、次のとおり区分して算出するものとする。

#### ① システム構築に要する費用

令和7年度上限額：9,702,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### ② システム運用保守に要する費用

令和7年度から5年間（60ヶ月）の上限額：8,672,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

また、上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであるが、上限額を超える提案については選定しない。

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、参加資格確認後に、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除

く。)

- (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
- (4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (5) 本プロポーザル参加事業所又は提案する担当部署がISMS認証（ISO27001）を取得していること。

#### 4. 業者選定日及び募集方法

##### (1) 全体スケジュール

	内 容	日 程
1	公告	令和7年2月26日(水)
2	質問の受付期限	令和7年3月7日(金)
3	質問の回答期限	令和7年3月13日(木)
4	企画提案書等受付期限	令和7年3月25日(火)
5	第1次審査（書面審査）	令和7年3月26日(水)（予定）
6	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和7年4月4日(金)（予定）
7	選定結果の通知文書の発送	令和7年4月8日(火)（予定）
8	契約締結	令和7年4月17日（木）（予定）

##### (2) 質問の受付及び回答

- ① 受付期限 令和7年3月7日（金）午後5時まで
- ② 受付方法 質問書（様式1）に質問事項を簡潔明瞭に記載し、電子メールにて提出すること。  
※質問は電子メールのみとする。口頭、電話、郵送等その他の方法によるものは、受け付けない。必ず電話にて担当課のメール受信が完了したことを確認すること。
- ③ 提出先 大和高田市福祉部子育て支援室こども家庭課  
kodomokatei@city.yamatotakada.nara.jp
- ④ 回答期限 令和7年3月13日（木）まで
- ⑤ 回答方法 本市ホームページにおいて公表する。

##### (3) 企画提案書等の作成及び提出

この実施要領の記載内容を全て承知し、プロポーザル方式の事業者選定に参加を希望する者は、次の関係書類を提出すること。

- ① 各種調書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 各種調書及び企画提案書
  - ア 会社概要（様式3） 11部
  - イ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） 1部
  - ウ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） 1部

※上記のイ履歴事項全部証明書の写し及びウ印鑑証明書の写しは、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者（以下「登録事業者」という。）については、提出の必要はない。

- エ ISMS認証（ISO27001）の登録証の写し 1部

- オ 暴力団排除に関する誓約書（様式4） 原本1部
- カ 再委託調書（様式5） 11部  
再委託する場合のみの提出すること。
- キ 工程表（任意様式） 11部  
任意の書式でシステム構築までの工程表を作成し、提出すること。  
工程表はA4サイズとし、本市職員と構築事業者の役割・作業分担を明記すること。
- ク こども家庭センターシステム機能要件適合調査表（様式6）  
作成したデータファイルを保存したCD又はDVD1枚を提出すること。  
対応範囲欄に「○」・「△」・「×」の記号を記載すること。  
「○」：見積金額内で令和7年10月1日からの運用が可能  
「△」：見積金額内で令和8年3月末までに運用が可能  
「×」：見積金額内で対応が不可、又は令和8年3月末までに運用が不可  
※必須機能が「×」の場合は、失格とする。
- ケ こども家庭センターシステム構築に係る見積書（任意様式） 原本1部、副本11部  
本業務に係る必要な経費を算出し、費目ごと（導入作業費、プロジェクト管理費、操作研修費等）に分けて記載すること。  
また、税込み及び税抜き価格を明確に記載すること。  
なお、見積書の金額が「2. 業務の概要（5）契約上限額①システム構築に要する費用」を超過した場合は失格となるため留意すること。
- コ こども家庭センターシステム運用保守（システム利用料（運用及び保守費用）を含む。）に係る見積書（任意様式） 原本1部、副本11部  
本業務に係る必要な経費を算出し、費目ごと（システム利用・保守料、データセンター利用料、回線使用料等）に分け、60ヶ月分のランニングコストの総額を記載すること。  
また、税込み及び税抜き価格を明確にして記載すること。  
なお、見積書の金額が「2. 業務の概要（5）契約上限額②システム運用保守に要する費用」を超過した場合は失格となるため留意すること。
- サ 企画提案書（任意様式） 11部  
企画提案書は、文字サイズ11ポイント以上、A4縦、表紙目次含め片面印刷で30頁以内とする。A3用紙の折込は不可だが、カラーでの作成は認める。  
企画提案書には提案者名を記入しないこと。  
複数の企画提案書を提出することは認めない。  
企画提案書の内容は、大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務公募型プロポーザル実施要領及び大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務公募型プロポーザル仕様書の内容を満たし、以下の事項を項目順に記載すること。

1. 業務理解	提案コンセプト	本業務の提案にあたっての基本的な考えを記載すること。
2. システムの導入実績	システムの信用性、客観的評価	こども家庭センターシステム（児童家庭相談システム又は母子保健相談システム

		を含む)を導入している市区町村を最大10件まで記載すること。
3. 業務実施体制	業務実施体制	実施体制及びメンバーの担当実績、経過年数、保有資格について記載すること。
4. システム概要	(1) システム特徴	システムの特徴やアピールしたい点を具体的に記載すること。
	(2) システム構成	システム環境(OS、データベース、ブラウザ等)について記載すること。
	(3) データセンター概要	データセンターの概要及び回線の概要について記載すること。
	(4) セキュリティ対策	情報の不正コピー、改ざん、破壊、不正アクセス等の不正処理への対策について記載すること。
	(5) 他システムとの連携	仕様書記載の既設システムとの連携内容について記載すること。代替機能・運用により対応が可能な場合は、その内容について記載すること。
5. システム導入支援	職員研修等	研修会の実施方法、実施体制、研修内容等について具体的に記載すること。
6. 運用保守サポート	(1) 保守サポート体制	保守対応の内容、障害発生時の対応、専任のサポート要員の有無等について、具体的に記載すること。
	(2) バージョンアップ対応	バージョンアップ時の対応内容、対応方針について記載すること。
	(3) データ移行の手法	データ移行の考え方、手法、実績について記載すること。
7. その他	自由提案	上記項目以外で、有益な提案があれば記載すること。なお、見積費用に含まれるか否かが判別できるようにすること。

- ③ 提出期限 令和7年3月25日(火) 午後5時まで  
(正午から午後1時までの時間を除く。)
- ④ 提出先 大和高田市役所福祉部子育て支援室こども家庭課
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。  
郵送で提出する場合は、簡易書留又は書留にて、期限内必着とする。
- ⑥ 留意事項 提出書類の内、原本と記載のあるものについては、会社名及び代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。提出書類の内、副本と記載のあるものについては、企業名やロゴマーク及び製品名等、提出者が特定できるようなものは一切記載しないこと。

## 5. 選定方法

選定の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 審査委員会の設置

大和高田市こども家庭センターシステム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、大和高田市こども家庭センターシステム構築業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方式

① 第1次審査（書類審査） 令和7年3月26日(水)（予定）

提出された各種調書及び企画提案書の内、こども家庭センターシステム機能要件適合調査票（様式6）について、6. 審査基準（2）機能評価で示す審査基準に基づいて審査し、上位3者を選定する。

② 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第1次審査により選定された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。審査は、6. 審査基準に基づき審査を行い、提案評価及び機能評価の合計点が最も高い者を交渉権者とする。合計点が最も高い者が複数あった場合は、出席委員の多数決により交渉権者を選定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

ア 実施日時

令和7年4月4日（金） 午前9時から午後5時まで（予定）

※第1次審査選定者には、別途各々の開催時刻を通知する。

イ 控室

大和高田市役所3階 会議室2

※第2次審査開催時刻にあわせ、職員が会場へ案内する。

ウ 時間

事前準備	5分
プレゼンテーション	30分
ヒアリング	20分
片付け	5分

オ 出席者

当日の出席者は、4名以内とすること。

オンラインの参加も可能とし、オンラインの参加者は出席者の人数に含まない。

なお、オンラインで参加する場合は、Web会議システムによる録画等の記録は行わないこと。

カ 持参物

プレゼンテーションに必要な機材は、企画提案書提出者が用意すること。

なお、スクリーン、プロジェクターは本市が用意するが、企画提案書提出者が用意したものを使用することも可能とする。

③ 審査における最低基準

最低基準点は提案評価及び機能評価の合計点の6割とし、最低基準点に満たない場合は、交渉権者及び次点交渉権者選定しない。

④ 審査における審査対象者が1者の場合の取扱い

審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該審査対象者を交渉権者に決定し、その旨を通知する。

## 6. 審査基準

### (1) 提案評価【300点（委員一人当たりの点数の満点）】

No.	審査項目	審査内容	評価配点				
			A	B	C	D	E
1	業務理解	業務の目的、仕様書を理解した提案をしているか。	20	15	10	5	0
2	業務実施体制	円滑な業務遂行を可能とする実施体制を確保しているか。	30	22	15	7	0
3	システム機能性	デザイン、操作性、拡張性、発展性等、職員が使いやすいシステムであるとともに5年間の利用に当たって十分なシステムか。	100	75	50	25	0
4	導入支援体制	システムを利用するに当たり、研修や問合せ体制等のサポート体制は十分か。	40	30	20	10	0
5	運用保守能力	安定したシステム運用保守体制が考慮されているか。	40	30	20	10	0
6	システムの導入実績	導入実績が複数ある信頼できるシステムか。	20	15	10	5	0
7	見積金額	提案内容に見合った適正な金額となっているか。 ※小数点以下は切り捨てる。	【算定式】 システム構築に係る見積金額 (企画提案書提出者中最低見積価格÷当該提出者の見積価格) ×20点				
			【算定式】 システム運用保守(システム利用料(運用及び保守費用)を含む。)に係る見積金額 (企画提案書提出者中最低見積価格÷当該提出者の見積価格) ×30点				
評価点合計			300				

- 評価配点 A：優れている（配点100%）  
 B：やや優れている（配点75%）  
 C：優れても劣ってもない（配点50%）  
 D：やや劣っている（配点25%）  
 E：劣っている（配点0%）

### (2) 機能評価【200点】

こども家庭センターシステム機能要件適合調査表の回答に基づき評価を行う。

#### ア 機能項目数

必須機能：119項目

必須機能以外：72項目

#### イ 評価方法

機能評価点＝200点×（こども家庭センターシステム機能要件適合調査表の点数／こども家庭センターシステム機能要件適合調査表の満点717点）

※小数点以下は切り捨てる。

記号	内 容	必須機能	必須機能以外
○	見積金額内で令和7年10月1日からの運用が可能	3点	5点
△	見積金額内で令和8年3月末までに運用が可能	1点	3点
×	見積金額内で対応が不可、又は令和8年3月末までに運用が不可	失格	0点

## 7. 交渉権者の決定等

- (1) 令和7年4月8日(火)(予定)に評価順位が第1位の者を優先交渉権者に確定し、順次、次点以降の交渉権者の順位を確定する。
- (2) 選定結果を全ての参加者に簡易書留郵便により通知する。
- (3) 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

## 8. 仕様書等の確定

委員会より優先交渉権者の確定の通知を受けた市長は、当該交渉権者と協議の上、仕様書等（提案書を含む。）の内容を確定し、当該交渉権者を契約締結予定者とする。

※協議は、市長に代わり当該業務を所掌することも家庭課の担当職員が行う。

次の場合は、次点交渉権者と協議を行う。次点交渉権者には、こども家庭課の担当職員から別途連絡する。

- (1) 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- (2) 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- (3) 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

## 9. 契約締結予定者の決定及び契約手続

上記8.で決定した契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、委員会からその旨を連絡する。連絡を受けた契約締結予定者は、契約の相手方であることを知った日から10日以内の間に契約を締結する義務を負う。

契約締結予定者は、改めてこども家庭センターシステム構築に係る見積書及びこども家庭センターシステム運用保守（システム利用料（運用及び保守費用）を含む。）に係る見積書を提出するものとする。

契約締結の事務は、こども家庭課にて行う。

## 10. 棄権・失格

次の各号に該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外する。

提案書の提出日に提出しなかった者

- (1) 提案書に虚偽の内容を記載した者
- (2) この実施要領に違反又は逸脱した者
- (3) その他本市の指示に従わない者

## 11. 留意事項

- (1) 重複提案の禁止

提案は、1事業者につき1案とする。

- (2) 書類の返却

提出された提案書等は、一切返却しない。

- (3) 提出期限後の書類の差替え等の禁止

提出期限後における書類等の差替え、再提出は認めない。ただし、審査のために委員会が必要と認め、資料の差替え、再提出を求める場合には、申請者は資料の補正、追加資料の提出に応じなければならない。

- (4) 費用負担

参加申請書、質問書、提案書等の作成及び提出、その他この実施要領に基づく手続

に係る一切の費用は、参加申請者の負担とする。

(5) 提出書類等の無断使用禁止

提出された参加申請書、質問書、提案書、その他の提出資料は、事業者の審査及び選定以外に、参加申請者に無断で使用することはない。

(6) 辞退届

各種調書及び企画提案書を提出した後に自己の都合により、申請を辞退する場合には、辞退の届出（様式は任意）をすること。なお、辞退者に対し、その後において不利益な取扱いを行うことはない。

(7) 申請書類

申請書類の押印については、登録事業者で使用印鑑届の届出がある場合は、届出されている印で、それ以外の事業者については実印で提出すること。

(8) その他

提出された書類等は、大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となる。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とする。

## 12. 問い合わせ先

〒635-8511

奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市福祉部子育て支援室こども家庭課

担当 澤井・米田

TEL: 0745-22-1101

電子メールアドレス: kodomokatei@city.yamatotakada.nara.jp